設に関する国立公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十二号に掲げる書類を除く。	に関する国立公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる書類を除く。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　令第一条第三号に掲げる宿舎に関する国立公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による国立公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類	（新規）
十～十三　（略）	九～十二　（略）
4　（略）	4　（略）
（承継の協議又は承認の申請）	（承継の協議又は承認の申請）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2　（略）	2　（略）
一　（略）	一　（略）
二　第二条第三項第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類	二　第二条第三項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類
三　（略）	三　（略）
3　（略）	3　（略）
4　（略）	4　（略）
一　第二条第三項第一号、第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類	一　第二条第三項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類
二・三　（略）	二・三　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第五号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六条の規定に基づき、即位礼正殿の儀及び祝賀御列の儀における自衛隊の礼式に関する防衛省令を次のように定める。

令和元年九月三十日　　防衛大臣　河野　太郎

即位礼正殿の儀及び祝賀御列の儀における自衛隊の礼式に関する防衛省令

（礼式）

第一条　令和元年に行われる即位礼正殿の儀に際し、自衛隊が儀礼を行う場合の礼式は、礼砲とする。

2　令和元年に行われる祝賀御列の儀に際し、自衛隊が儀礼を行う場合の礼式は、儀じょう及びと列とする。

（礼式の目的）

第二条　礼砲は、天皇に対し祝意を表するために行う。

2　儀じょうは、天皇を警衛し、及びこれに敬意を表するために行う。

3　と列は、天皇を途上において送迎し、及びこれに敬意を表するために行う。

（委任規定）

第三条　第一条の礼式の実施に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。